

防研総第530号
25.4.22
一部改正 防研総第890号
25.8.21
一部改正 防研総第457号
27.4.10
一部改正 防研総第704号
27.6.19

政 策 研 究 部 長
理 論 研 究 部 長
地 域 研 究 部 長
教 育 部 長
戦 史 研 究 セ ン タ ー 長
図 書 館 長
殿

機関保護管理者
企 画 部 長
(公印省略)

防衛研究所の保有する個人情報の安全確保等に関する
細則について（通知）

標記について、防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第33号。以下「訓令」という。）第5条第1項、第5条の2、第6条、第12条第1項並びに第20条第2項に基づき、下記のとおり定め、平成25年5月1日から実施することとしたので通知する。

なお、防研総第271号（20.3.26）は、平成25年4月30日限り廃止する。

記

1 趣 旨

この通知は、訓令に定めるもののほか、防衛研究所の保有する個人情報の安全及び正確性の確保のために必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

部等 企画部、政策研究部、理論研究部、地域研究部、教育部、戦史研究センター、特別研究官（国際交流・図書担当）及び特別研究官（政策シミュレーション担当）をいう。

3 保護管理者

訓令第5条第1項に規定する保護管理者は、部等の長とする。

4 保護責任者及び保護責任者補助者

保護管理者は、保護責任者及び保護責任者補助者を指定した場合は、その旨を機関保護管理者（企画部長）へ通知するものとする。

5 監査責任者

訓令第6条に規定する監査責任者は、企画部総務課課長補佐（人事）とする。

6 調査

訓令第12条第1項に規定する定期調査を、毎年3／四半期に実施することを標準とし、必要に応じ臨時に調査を実施するものとする。

7 個人情報ファイル等管理台帳の書式

防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について（官文第4512号。25.3.28）第4第3項にある個人情報ファイル等の包括的な許可に係る書面及び第10項にある台帳の標準的な書式を別紙のとおりとする。ただし、引き続き従前の台帳を使用する場合はこの限りでない。

8 非常時における対応措置

保護管理者は、保有個人情報について、災害時等の非常時においては保有個人情報が記録された媒体を搬出又は外部から透視することができない鍵のかかる容器へ格納及び電子計算機を停止する他、保有個人情報の流出防止に必要な措置を講じるものとする。

関連文書：防官文第4512号（25.3.28）

添付書類：別紙

配布区分：所長、副所長、統括研究官、企画部長

保存期間：10年

分類番号：企総総－5－（1）

保護管理者等印

--

個人情報ファイル等管理台帳

個人情報ファイル等の名称	媒体の種類	保管場所	担当者	廃棄期日
			※1 に記入	

行為等				返却 年月日	保護管理者 等印
行為等	年月日	行為等を行う者	行為等の目的		

注： 行為等（個人情報ファイル等の複製、送信、個人情報ファイル等が記録されている媒体の部外への送付又は持出しその他個人情報ファイル等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為、及び誤りの訂正、消去等）を行う場合は、保護管理者等の許可を得るものとする。

なお、当該個人情報ファイル等の担当者（取扱いに従事する職員）については、「※1」にその内容を記入し保護管理者等の確認を得るものとする。

また、保護管理者等から行為等に係る包括的許可を得ようとする場合は、「※2」に包括的許可の内容を記入し、保護管理者等から当該個人情報ファイル等の取扱いに注意するよう指示を受けた上で許可を得るものとする。

※1 担当者欄

開始期日	保護管理者等印	氏名	終了期日	保護管理者等印

※2 包括的許可内容記入欄

包括的許可期間 (1年未満に限る。)	氏名	包括的許可をする行為等	許可 年月日	保護管理者等印

包括的許可

--